TOKIWAスタジアム龍ケ崎（龍ケ崎市野球場たつのこスタジアム）

☆広告掲載事務手続きフロー

龍ケ崎市広告掲載申込書・都市公園使用許可申請・広告掲載原稿案

申請者 → スポーツ推進課へ提出 → **スポーツ推進課**

龍ケ崎市広告掲載事業実施要綱第8条第2項及び龍ケ崎市都市公園条例第8条第1項第5号に基づき、以下の書類の提出が必要となる。

☆（様式第1号）龍ケ崎市広告掲載申込書

☆（様式第1号）都市公園使用許可申請書

申込書・申請書受理

広告掲載事業実施要綱第９条第１項に基づき広告審査会に諮り，掲載の可否を決定する。

広告審査会で掲載可否を審査・決定

（審査会構成メンバー：副市長・部長及び市長公室長）

※審査会庶務の所管課：秘書広聴課

＊広告掲載料

１区画あたり2，090円／月×12月＝25,080円

＊広告期間

3月1日～翌２月28日

＊年度途中で広告掲載する場合は、月割りで計算

広告掲載事業実施要綱第９条第２項に基づき審査結果と併せて、以下の書類を申請者へ通知する。

・龍ケ崎市広告掲載可否決定通知書

・都市公園使用許可書

・納入通知書

申請者へ送付

↓

【申請者】

納入通知書で広告料を納付